

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月16日

【四半期会計期間】 第57期第3四半期
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 キーコーヒー株式会社

【英訳名】 KEY COFFEE INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柴田 裕

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【電話番号】 03(3433)3311(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 清水 信行

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋2丁目34番4号

【電話番号】 03(3433)3311(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部 担当部長 大家 悟

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第57期 第3四半期連結 累計期間	第57期 第3四半期連結 会計期間	第56期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	41,309	14,715	54,051
経常利益	(百万円)	1,376	835	666
四半期(当期)純利益	(百万円)	716	466	196
純資産額	(百万円)		34,175	34,245
総資産額	(百万円)		45,061	44,007
1株当たり純資産額	(円)		1,496.62	1,499.77
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	32.44	21.12	8.91
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	32.43	21.12	8.89
自己資本比率	(%)		73.3	75.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,402		108
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	597		1,069
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	271		93
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		6,773	6,240
従業員数	(人)		1,288	1,321

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,288 [1,604]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(人)	1,070 [601]
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

< コーヒー関連事業 >

品目	数量(トン)
レギュラーコーヒー	9,765
合計	9,765

(注) 生産数量には外注支給を含んでおります。

(2) 受注実績

当社グループは販売計画に基づく見込生産を行っているため、受注生産はありません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
コーヒー関連事業	13,306
飲食関連事業	1,252
その他	155
合計	14,715

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日までの3ヶ月間）における当社グループを取巻く経営環境は、サブプライムローン問題に端を発した米国発の金融危機が日本経済を直撃し、景気後退が一段と深刻化しております。

コーヒー業界につきましては、コーヒー生豆の国際相場は7月上旬には1ポンドあたり150セントを突破し、その後は140セント前後で推移してはいましたが、ここに来て110～120セント前後で推移するなど不安定な相場が続いております。また、個人所得の伸び悩みや雇用不安、物価上昇などにより個人消費の冷え込みも進んでおります。

このような経営環境の中、当社グループは「品質第一主義」の経営理念のもと、粉碎直後のレギュラーコーヒーを缶製品に充填・密封包装することを可能にした世界初の新製法『AROMA FLASH（アロマフラッシュ）』を開発し、「挽きたての香り」を封じ込めた差別性の高い新商品を投入するなど、質にこだわってお客様のニーズにお応えする商品開発や企画提案型の営業活動を積極的に展開致しました。

発売30周年を迎えたトアルコトラジャについては、国内最大級の環境総合展示会であるエコプロダクツ2008など国内外の展示会への出展をはじめとして積極的なPR活動を展開致しました。また、雑誌や新聞などの多くの媒体においても、永年に亘りインドネシア・トラジャ地方の地域社会と共生し、その発展に貢献してきたトラジャ事業の意義などが取り上げられ、これらを通してトアルコトラジャコーヒーの美味しさを多くの方々にご紹介することが出来ました。

一方、原材料価格の高騰に対しては、調達から製造・物流面までのあらゆる工程の見直しや業務の効率化などを行うことにより製造原価上昇の抑制に努め、販売価格につきましても引続き改定の実施を行っております。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は147億15百万円、営業利益は7億67百万円、経常利益は8億35百万円、当第3四半期純利益は4億66百万円となりました。

事業の種類別セグメントの営業概況は次の通りです。

（コーヒー関連事業）

業務用市場では、美味しいトアルコトラジャコーヒーを提供するお店とのパートナーシップの強化など、トアルコトラジャブランドの認知浸透・価値向上のための諸施策を推進致しました。

家庭用市場では、歳暮期に「氷温熟成珈琲」を「AROMA FLASH（アロマフラッシュ）」製法でつくりあげた缶製品やドリップオン製品を詰め合わせたギフトセットを発売致しました。

直営のビーンズショップでは、ブラジルコーヒー産業における日本人移民の変遷を辿る4種類のコーヒーを詰め合わせた「日本人ブラジル移住100周年記念ギフト」を販売しております。

なお、キーコーヒーコミュニケーションズ株式会社では、健康志向の高まりに対応する飲むコンニャク飲料「体内美健」をニック食品株式会社と共同開発し、「KEY COFFEE通販倶楽部」にて販売致しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間におけるコーヒー関連事業の売上高は133億6百万円、営業利益は10億10百万円となりました。

（飲食関連事業）

株式会社イタリアントマトは、創業30周年の節目の年を迎え、お客様への謝恩キャンペーンの実施や記念の新メニューの導入を行っております。

出店状況につきましては、新規に10店（直営店3店、F C店7店）を出店致しました。一方、不採算店を中心に6店（F C店6店）を閉鎖し、店舗数は320店（直営店61店、F C店259店）となりました。

この結果、当第3四半期連結会計期間における飲食関連事業の売上高は12億52百万円、営業損失は23百万円となりました。

（その他）

ニック食品株式会社では、今後の業容拡大のため、インスタントコーヒーの充填ラインを新たに設置致しました。

この結果、当第3四半期連結会計期間におけるその他事業の売上高は1億55百万円、営業損失は26百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

（資産）

総資産は前連結会計年度末に比べて10億53百万円増加し、450億61百万円となりました。

流動資産は17億74百万円増加し、206億2百万円となりましたが、これは受取手形及び売掛金の増加（15億94百万円増）、原材料価格の高騰等によるたな卸資産の増加（5億3百万円増）などによるものであります。

固定資産は7億20百万円減少し、244億58百万円となりました。有形固定資産は、建物及び機械装置等の減価償却が新規取得額を上回ったことなどにより5億36百万円減少し、無形固定資産もソフトウェアの減価償却が進んだことなどにより97百万円減少しました。投資その他の資産では、投資有価証券の減少（1億15百万円減）などにより86百万円減少しました。

（負債）

流動負債は前連結会計年度末に比べて11億58百万円増加し、88億74百万円となりました。これは支払手形及び買掛金が増加（7億99百万円増）したことなどによるものであります。

固定負債は35百万円減少し、20億11百万円となりました。これは長期借入金が増加（1億67百万円増）した一方で、繰延税金負債が大幅に減少（2億6百万円減）したことによるものであります。

（純資産）

純資産は前連結会計年度末に比べて69百万円減少し、341億75百万円となりました。これはその他有価証券評価差額金の減少（3億33百万円減）によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が8億24百万円、減価償却費が4億61百万円あったものの、売上債権の増加15億70百万円などにより、55百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2億88百万円がありましたが、有価証券の償還により8億39百万円、定期預金の払戻による収入3億円などにより、9億63百万円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入れが1億44百万円ありましたが、配当金の支払い2億20百万円があったため、1億37百万円の支出となりました。

以上により、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ7億70百万円増加し、67億73百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は、以下の「[及び](#)」のとおりとなります。

また、当社は、同取締役会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただけることを条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定しておりましたところ、同株主総会において第2号議案及び第4号議案が承認可決されたため、同日付で本プランが導入されました。本プランの内容につきましては、以下の「」をご参照ください。

当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

(イ) 当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としておりますところ、当社の企業価値の源泉は、その創業以来の努力の積み重ねによって今に得られた「キーコーヒー」そのものの存在感、すなわち、ブランド力にあります。かかるブランド力は、お客様の当社に対する信頼感・期待感を基礎としておりますところ、これらを醸成するには極めて長い年月を要する一方で、これらが崩落するまでに要する時間が一瞬であることは、近時の食品業界を巡る不祥事案の例からみても、明らかです。

従いまして、当社は、その企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を実現していくためには、お客様からの信頼感・期待感を崩さないよう、短絡的な利益の追求に走らずに、中期的・長期的かつ継続的な視点に立って、その事業を推進していくことが不可欠であると考えております。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、当社の企業価値の源泉をはじめ、当社の経営理念、社会的使命といったものを十分に理解することなく短期の売り抜け等を目的とする者は、当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者であり、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えます。

(ロ) 他方で、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、株主の皆様自身に当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かご判断いただき、その意思に基づいて、当該買収提案に応じるか否かを決していただくべきだと考えております。

しかしながら、株主の皆様適切に上記ご判断をしていただくためには、株主の皆様、買収提案者の当社の企業価値に対する評価及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための戦略、施策、考え方といった当該買収提案に関する情報を必要かつ十分に取得していただいた上、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを、必要かつ十分に对比・検討していただく必要があります。

しかるところ、買収提案者が株主の皆様に対し必要かつ十分な情報提供を行わず、株主の皆様をして上記の必要かつ十分な对比・検討ができない事態が生じると、株主の皆様、当該買収提案者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかと疑念を抱かせ、ひいては、株主の皆様による当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての適切な判断を妨げる結果となります。これによって生じる弊害は、特に、個人株主増加政策を推進してきた当社にとっては、甚大であるといえます。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを对比・検討するのに必要かつ十分な時間を与えない者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切であると考えております。

(ハ) 当社は、上記のような不適切な買収提案者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る必要があるものと考えます。なお、対抗措置の具体的な内容につきましては、以下の をご参照ください。

基本方針の実現に資する特別な取組み

(イ) 当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社は、当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的とし、上記のとおり、その目的に反することになる買収提案者をもって、不適切な買収提案者と考えております。

他方で、当社自身としても、上記目的を達するべく、「キーコーヒー」のブランド力が当社の企業価値の源泉であることを念頭に置いて、以下のような取り組みを実施しております。

(a) コーヒーへのこだわり

何よりもまず、コーヒーの美味しさがなければ、当社のブランド力の維持・向上は望めません。そして、高品質のコーヒー豆は、コーヒーのおいしさを生み出すための第一歩となるものです。当社は、創業当時よりこのことを深く認識し、海外からより品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できる体制作り注力するとともに、当社自身も、戦前よりコーヒー農園を直接開発することに取組み、現在もインドネシアにおいて農園を直営するなど、理想のコーヒー豆作りを追求しております。

(b) 生産設備の整備

当社は、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行うため、常に生産設備及び物流体制の整備を行い、平成13年より取り組んできた「安全」「安心」「おいしい」「きれい」をテーマにした全国4箇所の当社工場のリノベーションも、平成19年5月に完了いたしました。これにより、より高品質のコーヒーをお届けすることが可能になり、当社のブランド力を高める一助となっております。

(c) 市場の開拓

お客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高いきめ細やかな営業活動を展開することで、既存のお客様の満足度を高めるだけでなく、コーヒー市場の新規需要の開発や、キーコーヒーの事業領域の拡大を図り、もって、キーコーヒーブランドに対するお客様の信頼感を高めるとともに、その期待感に応え、当社のブランド力を確保・向上させております。

(d) 研究開発

お客様の信頼感・期待感に応えるためには、常に市場のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに応じた新製品の開発が不可欠です。そのため、当社は、営業活動と密接に関連した開発研究所を設置し、コーヒーの基礎研究を行うとともに、新製品の開発、新技術の発明を目指して、日々研究活動に取り組んでおります。

(e) C S R活動

当社は、例えば、生産地の社会福祉に貢献し環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した商品を開発するなど、C S R活動を通じて、そのブランド力ゆえに求められる社会的責任を全うし、ブランド力の維持・向上を図っております。

(f) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の基盤として、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化を図り、透明性の高い経営の実現を目指しております。具体的には、月1回の定時取締役会や、必要に応じた臨時取締役会の開催のほか、原則として週1回、取締役と経営幹部で構成する業務執行会議を開催するとともに、4名の監査役のうち3名を社外から招聘するなどしております。

(ロ) 上記(イ)の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断の理由

当社取締役会は、上記(イ)の取組みが、当社の企業価値の源泉であるブランド力の維持・向上を通じて、当社経営の安定性を確保し、さらなる事業の発展を企図するものであることから、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的とする本基本方針に沿うものであると考えます。

また、かかる取組みは、当社の企業価値の源泉であるブランド力をさらに高めることにつながりますので、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を高めるものでこそあれ、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、ましてや、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定がされることを防止するための取組み

(イ) 当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）による取組み

頭書記載のとおり、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本プランが、当社第56期定時株主総会において承認されました。

本プランの概要は、以下のとおりです。

(a) 本プランの対象となる行為及び大規模買付行為者に対して要求する手続き等

本プランは、() 当社株券等に係る特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の買付けその他の取得、() 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得等（以下「大規模買付行為」といいます。）を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）を適用対象としております。

大規模買付行為者が現れた場合、本プランは、当該大規模買付行為者に対して、本プランに従う旨の宣誓文言等が記載された買付意向表明書の提出を要求するとともに、当社独立委員会が当社取締役会を通じて当該大規模買付行為者に対し提出を求める必要情報回答書・追加回答書によって、必要かつ十分な情報の提供を求めます。

必要かつ十分な情報の具体的な内容としては、例えば、()大規模買付行為者及びそのグループの詳細、()大規模買付行為の目的、方法及び内容、()大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策、()大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針、()その他当社独立委員会が合理的に必要と判断する情報等が挙げられます。

また、大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合、当社取締役会又は当社株主総会において、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとされております。

(b) 当社独立委員会による検討

当社は、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立性の高い社外監査役等で構成され、独立委員会規則に従い運営される独立委員会を設置しております。

そして、当社独立委員会は、上記に従って必要かつ十分な情報が当該大規模買付行為者より当社取締役会を通じて当社独立委員会に対し提供された後、当該情報を、所定の期間内に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かという観点から十分に評価・検討するとともに、必要に応じて別途当社取締役会に対し提供を求める当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見・検討結果等々との比較検討を通じて、当該大規模買付行為に対する当社独立委員会としての意見を取りまとめます。

その上で、当社独立委員会は、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施又はその実施・不実施に係る当社株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行います。

当社独立委員会が、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告するのは、大規模買付行為が、例えば、()いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合等で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、()強圧的二段階買付け等に当たる場合、()その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當である場合等になります。

(c) 新株予約権の無償割当てによる防衛

上記勧告後、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重した上で、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議を行うか、又は当社株主総会を招集し、当該株主総会に、その実施・不実施に係る議案を付議いたします。

当社取締役会が、新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をするのは、例えば、大規模買付行為が、()いわゆるグリーンメーラーであったり、当社の焦土化を意図している場合で、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合、()強圧的二段階買付け等に当たる場合、()その条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當である場合等で、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

なお、当社取締役会は、当社独立委員会が新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合でも、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するときには、当社株主総会を招集の上、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を当該株主総会に付議することができることとされております。

(d) 新株予約権の内容

上記の当社取締役会決議又は当社株主総会によって新株予約権の無償割当ての実施が決議された場合、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大規模買付行為者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社を除くすべての当社の株主に対して、無償割当ての方法により、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個を上限として当該決議において別途定める割合で割当てます。

(e) 本プランの有効期間等

本プランは、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われないう限り、当初は平成20年6月24日開催の第56期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までとし、その後は本プランの導入に係る定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会終結時までとされております。

また、当社取締役会は、本プランに関する法令等が新設・改廃され、これを本プランに反映するのが適切である場合等には、当社独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

(f) 株主意思の尊重

本プランは、株主の皆様に必要な情報を適時適切にご提供することで、株主の皆様の真意が十分に尊重されるように設計されているだけでなく、当社独立委員会が当社株主総会に付議するよう勧告した場合等一定の場合には、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を、株主の皆様の意思に委ねることとしております。

また、原則として2年毎に株主の皆様の本プランの採否についてご判断を頂くとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様の意思で本プランを廃止できる旨定めております。

(g) 株主及び投資家の皆様への影響

() 本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響等

本プランの導入によっては、新株予約権の無償割当て自体は行われておりませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響は生じておりません。

() 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社が、当社株主総会決議又は当社取締役会決議により本新株予約権の無償割当てを行った場合でも、それだけで、大規模買付行為者を含む当社の株主の皆様が法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは、想定されておりません。ただし、株主の皆様が当該新株予約権の権利行使期間内に所定の手続に従ってこれを行わなければ、他の株主の皆様による当該新株予約権の行使により、これを行わなかった株主様の保有する当社株式の価値が、希釈化されることとなります。

また、当社は、所定の手続により、大規模買付行為者等以外の株主の皆様から当該新株予約権を取得し、それと引換えに当社の議決権付株式を交付することがあり、これによって、当該株主の皆様の保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、その保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会は、当社独立委員会の勧告に基づき、本新株予約権の発行を中止し又は発行した本新株予約権全ての無償取得を行うことがあります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性があります。

(ロ) 上記 (イ) の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

(a) 本プランが本基本方針に沿うものであること。

本プランは、大規模買付行為者に対して要求する手続き、当社独立委員会における大規模買付行為者から提供された情報の検討プロセス、当社独立委員会による勧告とそれに対する当社取締役会の対応、当社株主総会又は当社取締役会による新株予約権の無償割当ての実施・不実施、当該新株予約権の内容等について定めているものです。

それらの定めの中では、大規模買付行為者が、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を、必要情報回答書・追加回答書を通じて当社取締役会に事前に提供すること及び当社取締役会又は当社株主総会において本プランの発動・不発動に係る決議がなされた後に大規模買付行為を開始することを求めるとともに、本プランの手続きを遵守しない大規模買付行為者だけでなく、当社株主又は当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為者に対しても、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てを実施することがある旨を明記しています。

また、本プランの手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、当社取締役会は、大規模買付行為者に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することがある旨を明記しています。

このように、本プランは、当社が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては不適切と考えている大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てという対抗措置を講じるものでありますので、当社取締役会としては、これが本基本方針の考え方に沿うものであると考えております。

(b) 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものでないこと

本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図る観点から、大規模買付行為に際して、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための必要かつ十分な情報を提供するとともに、それを検討するために十分な時間を確保することを可能にする手続きを定めたものです。これにより、当社株主及び投資家の皆様は、必要かつ十分な情報に基づき、大規模買付行為に対する適切な投資判断・意思決定を行うことができるようになります。

また、本プランは、必要かつ十分な情報提供や十分な検討時間の確保を行わない大規模買付行為者又は短期の売り抜け等を目的とする大規模買付行為者について、これを当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではないと考え、新株予約権の無償割当てという対抗措置を講じることを定めています。これにより、当社株主及び投資家の皆様に必要かつ十分な情報が提供されることが担保されるとともに、かかる情報提供をしない等の理由により、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資しないと判断される大規模買付行為者が、当社の財務及び事業の決定を支配する者になることを防ぐことができます。

さらに、本プランは、当社株主の皆様の当社株主総会におけるご承認を条件に導入・継続がなされ、かつ、当社株主の皆様の意思により有効期間の途中であってもその廃止が可能になっており、これによって、本プランが当社株主の共同の利益を損なわないことが担保されているものと考えます。

このように、本プランは、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを念頭に設計されておりますので、当社取締役会としては、これが当社株主の共同の利益を損なうものでないことは明らかであると考えています。

(C) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、大規模買付行為について、必ず、当社経営陣から独立した社外監査役3名により構成されている当社独立委員会の評価・検討を経ることとされており、この評価・検討の過程で、当社独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の独立した第三者の助言を得ることができるものとされております。そして、当社取締役会は、かかる評価・検討を経て当社独立委員会から出される勧告を、最大限尊重しなければならないこととされております。

また、本プランは、当社独立委員会から新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会に対し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断する場合には、当社株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を当該株主総会に付議できるとされている点に特徴がありますが、本プランは、当社独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施を勧告している場合にまで、当社取締役会に、当社株主総会に対するかような議案の付議を認めているものではなく、当社取締役会が、当社独立委員会の勧告を無視し、ことさらに当社株主総会を利用して新株予約権の無償割当てを実施するといった恣意的な行為ができないように設計されております。

さらに、本プランは、当社取締役会がその決議によって新株予約権の無償割当てを実施する際にも、本プランにおいて定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されることを要求しており、当社取締役会によって恣意的な新株予約権の無償割当てが実施されないような措置を講じております。

加えて、本プランは、その有効期間を短期間に限定し、約2年ごとに、本プランの採否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことにするとともに、その有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、廃止される旨定めております。

このように、本プランは、その採否自体に、当社取締役会の恣意的な判断を許さない構造になっているだけでなく、その具体的内容を見ても、当社取締役会の恣意的な判断を極力排除し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から新株予約権の無償割当ての実施・不実施が決められるように設計されております。

以上から、当社取締役会としては、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えています。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は70百万円であり、主要な支出はコーヒー関連事業であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループはコーヒーを生業としている企業であり、その主原料であるコーヒーの生豆は全量海外からの輸入により調達しております。コーヒー生豆は国際相場商品でありますので、相場の高騰や為替の変動により調達コストが上昇し、その上昇分を販売価格に十分に反映出来ない場合、経営成績に重要な影響を与えることとなります。また、景気が低迷し個人消費が減退しますとコーヒーなどの嗜好品に対する支出の減少に繋がります。このような状況を十分に認識し、「収益性向上」「生産性向上」「ブランド力向上」を3つの柱とした経営を展開し、適正な販売価格への価格改定推進、トラジャ等の高付加価値商品の拡売、トラジャブランド戦略推進を実施致しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

コーヒー業界については、コーヒーそのものに対する飲用機会は増加するなど需要はますます高まるものと考えておりますが、コスト競争の激化、製品・サービスのライフサイクルの短期化、合併・再編や市場のボーダレス化などで競争がさらに激しさを増すなど市場環境はさらに厳しくなるものと考えております。このような状況に対応するため、当社グループは、ビジネススタイルの転換、新たな商品カテゴリーの創出、新たなビジネス領域の開拓の推進を行い、これらの活動を行なう中で企業価値の向上を図り、市場での存在感、影響力を高めることが重要と位置づけております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,464,000	22,464,000	東京証券取引所 市 場第一部	単元株式数は100株でありま す。
計	22,464,000	22,464,000		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成16年6月22日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	189
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,485
新株予約権の行使期間	自 平成18年6月23日 至 平成21年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,485 資本組入額 742
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 上記新株予約権は、平成16年7月16日の取締役会の決議により発行しております。

平成17年6月21日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	314
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	314,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,515
新株予約権の行使期間	自平成19年6月22日 至平成22年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,515 資本組入額 757
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社の子会社もしくは当社の関連会社の役員または従業員であることを要する。ただし、当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。 その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 上記新株予約権は、平成17年10月17日の取締役会の決議により発行しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日		22,464,000		4,465		4,885

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 382,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,078,300	220,783	
単元未満株式	普通株式 2,900		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,464,000		
総株主の議決権		220,783	

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
 2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれています。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
キーコーヒー株式会社	東京都港区西新橋2丁目34番4号	382,800		382,800	1.70
計		382,800		382,800	1.70

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,547	1,846	1,630	1,619	1,615	1,610	1,579	1,590	1,590
最低(円)	1,500	1,505	1,495	1,530	1,523	1,521	1,292	1,475	1,484

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,778	6,155
受取手形及び売掛金	注2 9,174	7,579
有価証券	2,192	1,973
商品	415	350
製品	785	704
原材料	1,342	979
仕掛品	173	177
貯蔵品	83	86
繰延税金資産	203	259
その他	498	597
貸倒引当金	46	36
流動資産合計	20,602	18,828
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,485	7,686
機械装置及び運搬具(純額)	3,096	3,546
土地	6,316	6,316
その他(純額)	860	745
有形固定資産合計	注1 17,758	注1 18,294
無形固定資産	475	573
投資その他の資産		
投資有価証券	3,334	3,449
長期貸付金	378	362
繰延税金資産	48	22
差入保証金	1,712	1,654
その他	1,069	1,144
貸倒引当金	319	322
投資その他の資産合計	6,224	6,310
固定資産合計	24,458	25,178
資産合計	45,061	44,007

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	注2 5,675	4,876
短期借入金	289	296
未払金	1,266	1,309
未払法人税等	402	71
賞与引当金	281	443
その他	959	717
流動負債合計	8,874	7,715
固定負債		
長期借入金	427	260
繰延税金負債	196	402
再評価に係る繰延税金負債	634	634
退職給付引当金	61	60
負ののれん	150	229
その他	541	459
固定負債合計	2,011	2,046
負債合計	10,885	9,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,465	4,465
資本剰余金	4,873	4,873
利益剰余金	27,751	27,477
自己株式	629	640
株主資本合計	36,461	36,175
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	291	625
土地再評価差額金	3,701	3,701
為替換算調整勘定	4	6
評価・換算差額等合計	3,413	3,069
少数株主持分	1,128	1,139
純資産合計	34,175	34,245
負債純資産合計	45,061	44,007

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	41,309
売上原価	27,836
売上総利益	13,472
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費及び見本費	1,094
荷造運搬費	945
車両費	428
貸倒引当金繰入額	35
役員報酬	259
給料及び賞与	4,767
賞与引当金繰入額	229
退職給付引当金繰入額	174
福利厚生費	702
賃借料	1,024
減価償却費	471
消耗品費	268
研究開発費	196
その他	1,698
販売費及び一般管理費合計	12,298
営業利益	1,173
営業外収益	
受取利息	31
受取配当金	48
負ののれん償却額	82
その他	69
営業外収益合計	232
営業外費用	
支払利息	9
持分法による投資損失	13
その他	6
営業外費用合計	29
経常利益	1,376
特別利益	
投資有価証券売却益	76
特別利益合計	76
特別損失	
固定資産除却損	注1 54
投資有価証券売却損	18
投資有価証券評価損	51
特別損失合計	124
税金等調整前四半期純利益	1,328
法人税、住民税及び事業税	566
法人税等調整額	51
法人税等合計	618
少数株主損失()	6

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

四半期純利益	716
--------	-----

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	14,715
売上原価	9,921
売上総利益	4,794
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費及び見本費	359
荷造運搬費	345
車両費	139
貸倒引当金繰入額	20
役員報酬	84
給料及び賞与	1,351
賞与引当金繰入額	229
退職給付引当金繰入額	56
福利厚生費	243
賃借料	332
減価償却費	164
消耗品費	82
研究開発費	70
その他	545
販売費及び一般管理費合計	4,026
営業利益	767
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	16
持分法による投資利益	4
負ののれん償却額	27
その他	16
営業外収益合計	75
営業外費用	
支払利息	4
その他	2
営業外費用合計	6
経常利益	835
特別利益	
投資有価証券売却益	76
特別利益合計	76
特別損失	
固定資産除却損	注1 17
投資有価証券売却損	18
投資有価証券評価損	51
特別損失合計	87
税金等調整前四半期純利益	824
法人税、住民税及び事業税	242
法人税等調整額	137
法人税等合計	380
少数株主損失()	22

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

四半期純利益	466
--------	-----

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,328
減価償却費	1,376
負ののれん償却額	82
固定資産除却損	54
投資有価証券評価損益(は益)	51
貸倒引当金の増減額(は減少)	7
賞与引当金の増減額(は減少)	162
退職給付引当金の増減額(は減少)	0
受取利息及び受取配当金	80
支払利息	9
持分法による投資損益(は益)	13
投資有価証券売却損益(は益)	58
売上債権の増減額(は増加)	1,594
たな卸資産の増減額(は増加)	503
仕入債務の増減額(は減少)	799
未払金の増減額(は減少)	27
その他	423
小計	1,555
利息及び配当金の受取額	72
利息の支払額	9
法人税等の支払額	215
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,402
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	200
定期預金の払戻による収入	300
有価証券の取得による支出	1,655
有価証券の償還による収入	2,050
投資有価証券の取得による支出	1,314
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,056
有形固定資産の取得による支出	711
その他	122
投資活動によるキャッシュ・フロー	597
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	304
短期借入金の返済による支出	160
長期借入れによる収入	300
長期借入金の返済による支出	284
配当金の支払額	441
その他	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	271
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	533
現金及び現金同等物の期首残高	6,240
現金及び現金同等物の四半期末残高	注1 6,773

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 会計処理基準に関する事項の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。

(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日至平成20年12月31日)	
1	<p>有形固定資産の耐用年数の変更</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を9年としておりましたが、財務省令第32号「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令」が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用することができることになったことに伴い、経済的耐用年数を見直した結果、第1四半期連結会計期間より耐用年数を10年に変更しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）
 記載すべき重要な事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年12月31日）
 該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 18,784百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 17,670百万円</p>
<p>2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理 四半期連結会計期間末日の満期手形については、手形交換日をもって決済処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が、当第3四半期連結会計期間末日残高に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">受取手形 29百万円 支払手形 1百万円</p>	<p>2</p>
<p>3 保証債務 当社の関連会社であるスラウェシ興産株式会社の借入債務及び保証債務残高241百万円に対して、他の1社とともに連帯保証を行っており、当社の負担割合はその50%であります。</p>	<p>3 保証債務 当社の関連会社であるスラウェシ興産株式会社の借入債務及び保証債務残高228百万円に対して、他の1社とともに連帯保証を行っており、当社の負担割合はその50%であります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物及び構築物	37百万円
機械装置及び運搬具	0
その他(有形固定資産)	7
その他	9
計	54

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	
建物及び構築物	12百万円
その他(有形固定資産)	2
その他	2
計	17

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成20年12月31日現在	
現金及び預金勘定	5,778百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	200
有価証券勘定に含まれるMMF等	1,195
現金及び現金同等物	6,773

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,464,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	382,824

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	220	10.00	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	220	10.00	平成20年9月30日	平成20年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当第3四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営について重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められております。

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	1,717	2,236	518
(2) 債券			
国債・地方債等	204	205	1
社債	1,699	1,695	3
(3) その他	175	100	74
合計	3,796	4,237	441

(注) 当第3四半期連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて51百万円の減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当第3四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

記載すべき重要な事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	コーヒー関連 事業 (百万円)	飲食関連 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	13,306	1,252	155	14,715		14,715
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	57	0	221	280	(280)	
計	13,364	1,253	377	14,996	(280)	14,715
営業利益又は営業損失()	1,010	23	26	960	(193)	767

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業の内容

コーヒー関連事業 レギュラーコーヒーの製造販売、喫茶関連食品等の仕入販売、

コーヒー農園の経営

飲食関連事業 飲食店の経営

その他 運送物流事業、損害保険代理店業務、飲料等の製造販売など

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	コーヒー関連 事業 (百万円)	飲食関連 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	36,678	3,863	767	41,309		41,309
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	172	2	755	930	(930)	
計	36,850	3,866	1,522	42,239	(930)	41,309
営業利益	1,699	3	56	1,759	(585)	1,173

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な事業の内容

コーヒー関連事業 レギュラーコーヒーの製造販売、喫茶関連食品等の仕入販売、

コーヒー農園の経営

飲食関連事業 飲食店の経営

その他 運送物流事業、損害保険代理店業務、飲料等の製造販売など

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

在外連結子会社は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,496円62銭	1,499円77銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	34,175	34,245
普通株式に係る純資産額(百万円)	33,047	33,106
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	1,128	1,139
普通株式の発行済株式数(千株)	22,464	22,464
普通株式の自己株式数(千株)	382	389
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	22,081	22,074

2 1株当たり四半期純利益等

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額(円 銭)	32 44	21 12
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額(円 銭)	32 43	21 12

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益金額(百万円)	716	466
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	716	466
普通株式の期中平均株式数(千株)	22,079	22,081
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	11	3
(うち新株予約権)	(11)	(3)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年10月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額..... 220,811,760円

(ロ) 1株当たりの金額..... 10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成20年11月25日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

キーコーヒー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堤 佳 史 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂 東 正 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているキーコーヒー株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、キーコーヒー株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。